

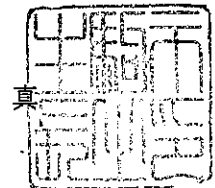


生駒市告示第 161 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年8月20日

生駒市長 山下



1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路3. 6. 202号 松ヶ丘通り線	生駒市北新町、西松ヶ丘、東松ヶ丘
大和都市計画道路8. 6. 203号 生駒3号歩行者専用道	生駒市北新町

2 都市計画の縦覧場所

生駒市開発部地域整備課